

ID: 63

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成14年 条例第4号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第六条 使用料は、規則の定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町青少年交流センター設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第七条 条例第六条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び割合は次のとおりとする。</p> <p>一 町及び教育委員会が使用するとき。 免除</p> <p>二 教育委員会が認定した町内の社会教育関係団体等(登録団体)が社会教育活動の目的で使用するとき。 免除</p> <p>三 学校教育及び社会教育の目的で、中学校、高校、大学等の教育機関並びに教育関係団体が使用するとき。 免除又は五十パーセント</p> <p>四 その他公益上、教育委員会が認めたとき。 免除又は五十パーセント</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日